

## 平成29年度 法人後見支援事業

### 成年後見制度利用促進に関するアンケート調査まとめ(概要版)

横浜生活あんしんセンターでは、障害のある方の成年後見人等を受任する団体の設立に係る事業(法人後見支援事業)を行っていくための調査として、横浜市内の障害者施設等を運営する法人を対象として「成年後見制度利用促進に関するアンケート調査」を行いました。

1. 調査対象	横浜市内の障害者（成年期）施設等を運営する38の社会福祉法人、NPO法人（本会障害福祉部会に属する事業所の運営法人）
2. 回答基準日	平成29年4月1日現在
3. 回答数	32件 ※回収率84.2% (H29年7月28日現在)
4. アンケート内容	(1) 成年後見制度の利用状況 (2) 成年後見制度の利用を促進するための取組み状況 (3) 障害のある方の後見人等候補者の確保に向けての取組み状況 (4) 横浜生活あんしんセンターの法人後見支援事業に求めるもの (5) 成年後見制度利用促進に関しての意見

#### 【基礎情報】

##### 事業所数

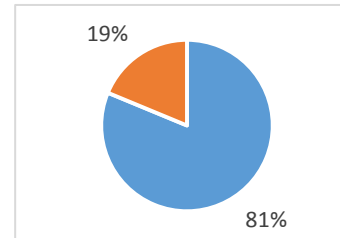
調査対象となる法人が運営する事業所について、障害福祉サービスのうち、利用者と日常的かつ長期に関わっているサービス種別の運営状況は次の通りであった(複数回答)。

	回答数	箇所数
日中活動の場	31	-
生活介護	21	76
自立訓練(機能訓練)	1	1
自立訓練(生活訓練)	5	6
就労移行支援	9	10
就労継続支援(A型)	4	4
就労継続支援(B型)	14	24
地域活動支援センター	8	12
居住支援	25	-
グループホーム	24	239
施設入所支援	11	15
宿泊型自立支援	1	0
地域相談支援	8	16
計画相談支援	16	31

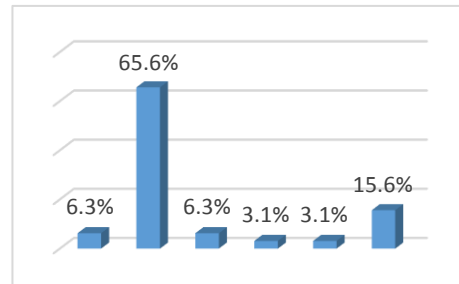
## 1. 成年後見制度の利用状況

「利用者が成年後見制度を利用している」と回答している割合は、全体の8割。うち、1法人あたりの制度利用率は、全体の半数強(65%)が10%程度。法人から利用者や家族に対する申立ての支援(情報提供や促しを含む)については、約半数(56%)が対応している。一方、成年後見制度の利用が必要であると思われる利用者の割合は、全体の8割強にのぼり、関係者で検討中のものもあるが、何らかの理由で手続きが進んでいないものもある。

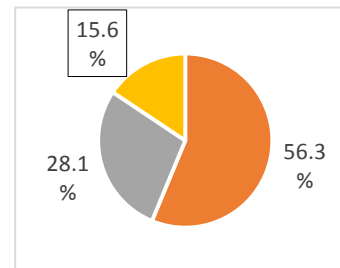
制度利用有無	回答数	割合
制度利用している	26	81.3%
制度利用していない	6	18.8%
32		



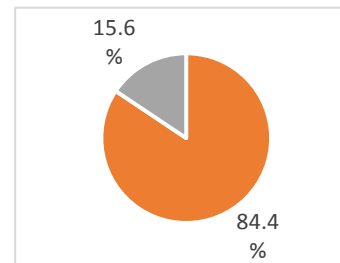
制度利用の割合	回答数	割合
0%	2	6.3%
10%	21	65.6%
20%	2	6.3%
30%	1	3.1%
70%	1	3.1%
無回答	5	15.6%
32		



申立ての支援の有無 (情報提供・促し含む)	回答数	割合
支援している	18	56.3%
支援していない	9	28.1%
無回答	5	15.6%
32		



成年後見人等が必要と思われる利用者の有無	回答数	割合
いる	27	84.4%
いない	5	15.6%
32		



成年後見制度の利用が必要だが利用できていないものの理由(複数回答)	回答数
成年後見制度の利用を関係者で検討中	15
申立をする人がいない	7
信頼できる後見人等の候補者が見つからない	7
利用者の親族が、成年後見制度利用に反対している	6
利用者自身が、成年後見制度利用に反対している	2
その他	10

その他、将来的に必要な方はいるが、現在は家族や病院等で支援している・家族が制度を正しく理解していない(情報が無い)・本人や家族の意思表示が得難い等。

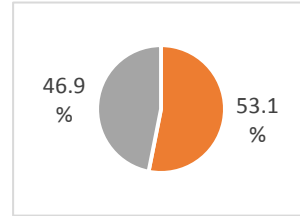
## 2. 成年後見制度の利用を促進するための取組状況

全体の半数が、成年後見制度の利用を促進するために、何らかの取り組みをしていると回答。うち、制度概要に関する研修を行っているとの回答が多かった。利用者を対象とするものについて、全体的に割合が低かった。利用者・家族向けには、個別相談を行っているとの回答が中心であった。一方で、職員向けに個別相談対応の研修を実施している割合は少数である。

成年後見制度の利用を促進するための取組みの有無

選択肢	回答数	割合
取組み有	17	53.1%
取組み無	15	46.9%

32



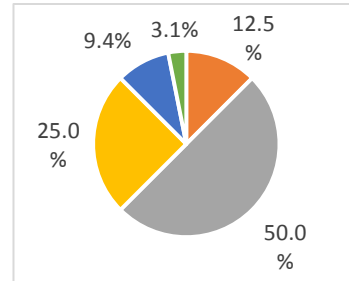
## 3. 障害のある方の後見人等候補者の確保に向けての取組状況

■「法人での後見人等受任」について、全体の6割が「大いに興味がある」「興味がある」と回答。「関心がない」との回答の一部には、既に法人での後見人等受任の取組みを導入していることを理由としているものがあつた。また、「法人での後見人等受任に興味がある」と回答があつた法人について、少数ではあるが何らかの取組みを行っており、約半数が検討中あるいは今後検討したいと回答。

「法人での後見人等受任」に対する関心の有無

選択肢	回答数	割合
大いに興味がある	4	12.5%
興味がある	16	50.0%
あまり関心ない	8	25.0%
関心がない	3	9.4%
無回答	1	3.1%

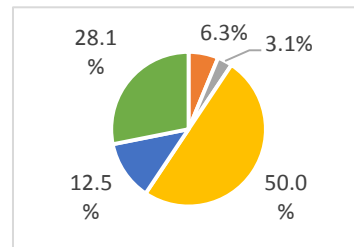
32 100.0%



「興味がある」と回答のうち、「法人での後見人等受任」への取組み状況

選択肢	回答数	割合
既に取り組んでいる	2	6.3%
取り組んでいないが検討している	1	3.1%
取り組んでいないが今後検討したい	16	50.0%
今後も検討する予定はない	4	12.5%
無回答	9	28.1%

32 100%



■法人での後見人等受任について、「既に取り組んでいる」または「取り組んでいないが検討している」を選択した運営法人のうち、利益相反への対応についての主な回答は以下のとおり(自由記述)。

※利益相反とは・・・ある行為によって、一方の利益になると同時に、他方への不利益になる行為のことで、この行為は一定の範囲においては不法なものとされており、民法や法人法で規制の対象となっている。

- ・ 既に設立された法人に対し、可能な範囲で協力している。
- ・ 別法人に成年後見人等の受任を依頼している。
- ・ 施設の運営法人とは別に行政書士等が法人設立を準備検討をしている中、そこに家族会と法人で協力をしたいと考えている。
- ・ 施設の運営法人とは別に、家族会を母体とした法人を設立する方向で考えている。

■法人での後見人等受任について、「既に取り組んでいる」または「取り組んでいないが検討している」を選択した運営法人のうち、現時点で取り組んでいることや検討していることの本来的な回答は以下のとおり(自由記述)。

- ・ 社会福祉士有資格者が、「ばあとなあ神奈川」に所属して情報を収集している。
- ・ 外部研修を受講し、情報収集している。
- ・ 法人の前理事がNPO法人を設立し法人後見を開始したので、依頼している。
- ・ 施設の運営法人とは別に、行政書士等が法人設立を準備検討をしている中、そこに家族会と法人で協力をしたいと考えている。
- ・ 今後、管理職間で保護者や家族とやりとりをする可能性がある。

■法人での後見人等受任について、「既に取り組んでいる」を選択した運営法人のうち、課題となっていることの本来的な回答は以下のとおり(自由記述)。

- ・ 事務所をどこに置くか。
- ・ 設立にかかる資金。
- ・ 成年後見制度の利用に限らず、相談をするという行為が特別なものになっており、問題や課題を本人や家族でかかえ込んでしまっ、手に負えなくなるまで放置されてしまっているケースがある。制度や施策をいくら整えても、待ちの姿勢では相談につながらない状況が続く。
- ・ 相談＝恥という認識の方も少なからずあると思われ、それを変えられるような取り組みができればいい。歯がゆい思いである。

■法人での後見人等受任について、「取り組んでいないが検討している」を選択した運営法人のうち、課題となっていることは以下のとおり(複数回答)。

選択肢	回答数
法人役員のなり手がいない	0
法人の担い手・人材不足	3
法人の担い手育成・研修	3
法人の立ち上げスタッフ	5
その他	1

#### 4. 横浜生活ACの法人後見支援に求めるもの

全体的に、複数の選択肢をほぼ全て選択する傾向がみられた。中でも、「法人後見業務の実施ノウハウの提供」や「先駆的取組みを行っている法人等からの情報提供」に対する割合が多かった。

選択肢	回答数
法人後見業務の実施ノウハウの提供	17
法人後見の先駆的取組みを行っている法人等の情報提供	16
法人後見実施に求められる体制についての情報提供	14
法人設立のための情報提供	13
法人後見を実施するための担い手の養成支援	13
他の法人後見を実施している団体との情報交換の場の提供	13

#### 5. その他、成年後見制度利用促進に関する意見(自由記述)

(1) 成年後見等開始の申立て手続きについて、わかりづらい・手続きが煩雑・時間と労力が要る等の理由で、手続きする人の負担が大きい。わかりやすく簡潔化してもらいたい。

(2) 利用者の成年後見制度利用状況については、運営法人ごとで取組み内容の差がある。課題として、一部の利用者(単身者など)の制度利用が進まない・運営法人全体としての取組みに発展していない・入所施設(GHを含む)で必要性が生じている等が挙げられている。

(3) 利用者にとって身近な支援者であるとの立場から、あるいは家族等からの要望を受け、運営法人として後見人等を受任する道を模索しているが、利益相反への対応が課題であり、情報提供を求めたい。

(4) 成年後見制度を利用することについて、メリット・デメリットいずれも実感している。デメリットについては、制度を利用することのメリットがわかりづらい・制度が利用者の生活を制限している・利用対象等への誤解（資産のある者のための制度との認識）・受任者により支援内容に差があるのではないかなどが挙げられている。一方、メリットについては、成年後見人等の実践を見る中で利用者の権利擁護を実感している・他制度で不足する意思決定支援を担ってもらえる等が挙げられている。

(5) その他。成年後見制度について理解を深める必要がある・制度を必要としている人に情報提供できるようにしたい・制度を理解することで権利擁護の実践者と連携したい等。

### アンケート調査の 結果から

- ① 利用者の成年後見制度利用は緩やかに進んでいる。その一方で、制度利用が必要な利用者は相当数存在している。
- ② 成年後見制度の利用を促進するための取組みのうち、どのような制度であるかの概要理解を目的とする研修は実施されているが、利用者を対象にした研修や、運営法人の職員向け相談対応を目的とする研修はほとんど設定されていない。
- ③ 障害のある方の後見人等候補者の確保に関して、「法人による後見人等受任」に対する関心度は高い。現在検討中である・今後検討したいとの意向がある。
- ④ 法人後見の検討に関して、業務ノウハウ・実施体制・先駆的取組みを実施している法人等の各情報提供が主たるニーズとして存在している。